



令和7年度 旭川市住宅雪対策補助金 御案内



雪対策補助金
ホームページ

冬期の除雪労力の負担軽減や、敷地内の雪処理の円滑化のため
融雪施設を設置する場合に、その費用の一部を補助します。

対象住宅 対象者

- ◆ 旭川市内にある住宅であること（賃貸住宅を含む）
- ◆ 申請日時点で工事を行う住宅に申請者の住民登録があること 又は 申請者が所有している住宅であること
- ◆ 申請者が旭川市税を完納していること

※ 過去に本補助金を利用した場合や、今年度に本市の「住宅改修補助金」「地域材活用住宅建設補助金」を利用する場合は対象になりません。

※ 新築中又はこれから新築する住宅も対象です。

※ 空き家、別荘、公営住宅、高齢者施設、店舗・事務所等併用住宅等は対象外です。

その他詳細は Q&A を御確認ください。

対象工事

融雪施設設置工事（融雪槽・融雪機やロードヒーティングなどの新設）

- ※ 対象工事費が税込 50 万円（法人は税抜）以上の工事から申込みできます。
詳細については「対象工事基準」を御確認ください。

※ 本制度は、市内に営業所等がある施工業者と工事請負契約することが条件になります。

※ 令和 7 年 4 月 1 日以降に契約する工事が対象です。（工事前の写真が必要です）

補助金額

対象工事費の 1/10 かつ 上限 10 万円（千円未満切捨）

受付期間 及び 募集予算額

令和 7 年 7 月 14 日（月）～8 月 8 日（金）

募集予算額：3,000 万円 抽選：8 月 14 日（木）

※ オンライン申請が可能です。

詳しくは 7 ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。

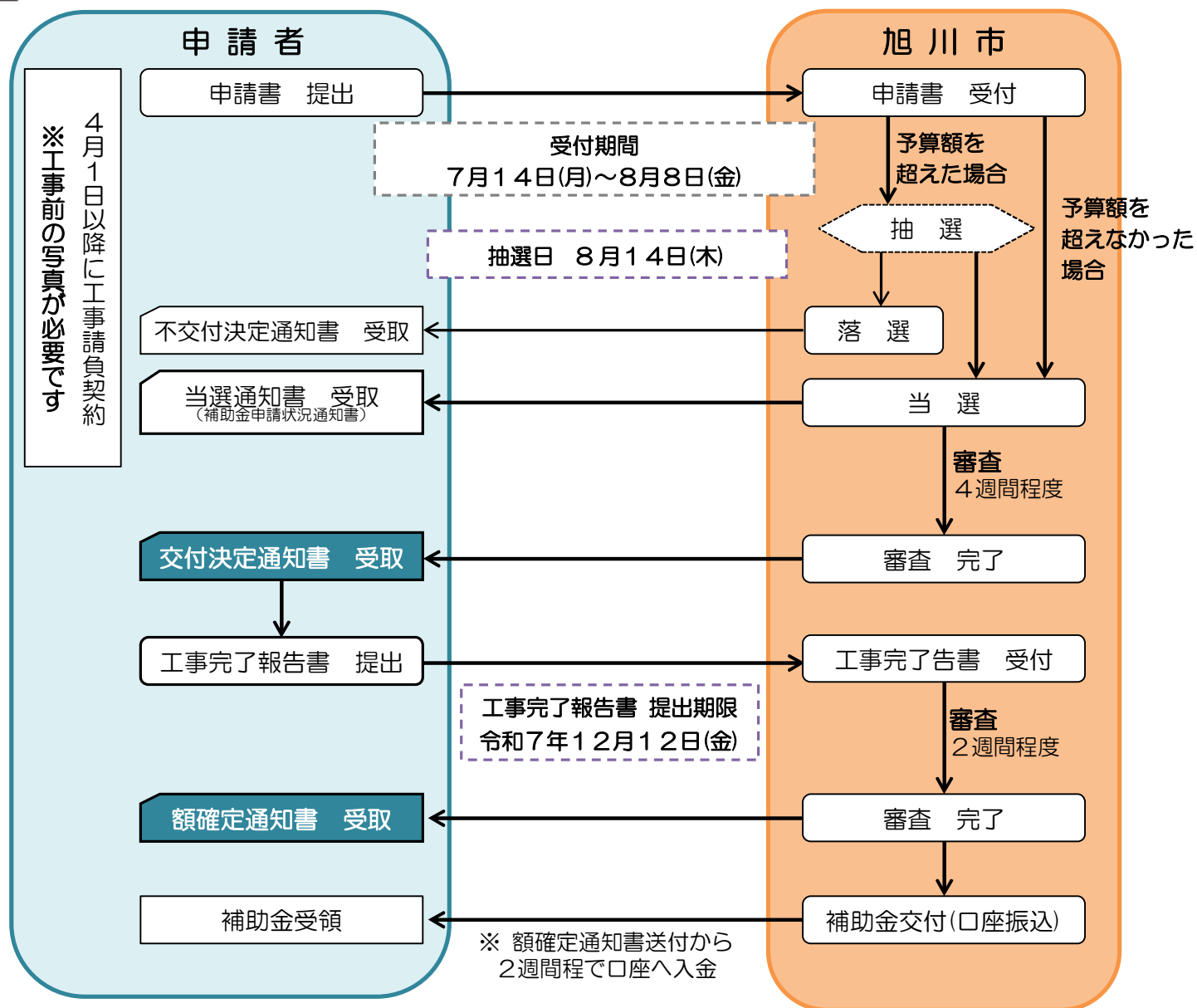
※ 郵送での申請は、受付期間内必着でお送りください。

※ 受付期間内に予算額を超えた場合は、抽選となります。

※ 受付期間内に予算額を超えなかった場合は、9 月 11 日（木）まで先着順で受付します。

※ 次ページの「申請にあたっての注意事項」もお読みください ※

申請から補助金の支払までの手順の流れ



⚠ 申請にあたっての注意事項 ⚠

- ・ 工事契約は4月1日以降に締結したものに限りです。
- ・ 補助金の交付には工事前の写真が必要です。
必ず工事前の写真を撮影してから工事を始めてください。
- ・ 必要な書類のポイント・参考例(8~12ページ)を確認してください。
- ・ 分譲マンションで工事を行う場合は、管理組合(理事長)の承諾を得てください。
- ・ 申請受付後は書類を返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーをお取りください。
- ・ 申請時や完了時の審査で、現地を確認する場合があります。
- ・ 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- ・ 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きが必要になる場合があります。

市役所からのお願い

道路への雪出しをしないようにし、
玄関前などの道路の除雪にも御協力ください。



① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺

対 象 工 事 基 準

融雪施設設置工事	融雪施設の設置
	1 融雪槽 又は 融雪機（固定式のもの）の新設 ※改修や修繕は対象外 2 ロードヒーティングの新規敷設 ・使用の可否にかかわらず敷地内に同種の既存施設がない住宅への設置のみ対象 ※融雪水の排水管を道路側溝に接続する時又は道路上にロードヒーティングを設置する時は、その工事を行う前に道路占用許可の手続を行うこと（宅地内の既設排水管に接続する場合でも必要な場合があります）。 詳しくは、土木部土木管理課道路占用係 ☎（0166）25-5375 ※融雪水の排水を適正に処理すること ※投雪口に落下の危険がある場合は、使用者の安全に配慮すること ※熱源を屋外に設置する場合は、隣接者に対して騒音・排気等に十分配慮すること 3 1又は2と同等の効果があると市長が認めた工事

対象にならない工事の例	
・ルーフヒーター	・屋根の塗装塗替え・張替え、防水改修
・勾配屋根への改修	・屋根の無落雪化
・屋根に設置する雪止め金物	・防雪フェンス
・雪庇防止装置（雪庇切り金物等）	・雪よけ屋根（カーポート含む）

- ※ 融雪施設設置工事は、新築中又はこれから新築する住宅も対象です。ただし、令和7年4月1日以降の契約であることが条件になります。
- ※ 過去10年以内（平成27年度から令和6年度まで）に住宅雪対策補助金や、住宅改修補助金、やさしさ住宅補助金を利用して工事を行った部分は対象外です。
- ※ 店舗等を併設している住宅は、対象になりません。
- ※ 修理・部材交換は対象になりません。
- ※ 道路占用に関わる手数料、製品保証費などは対象外です。
- ※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。
住宅やリフォームに関する心配事や疑問など相談することができます。

住まいるダイヤル ☎0570-016-100
(受付：10:00～17:00 土日、祝日、年末年始を除く)

ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話できます。
PHS や一部の IP 電話などでつながらない場合は 03-3556-5147 を御利用ください。

旭川市住宅雪対策補助金 Q & A

制度の利用に関すること

Q1	工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1	令和 7 年 4 月 1 日以降に契約し、その後を開始した工事であれば対象になります。補助金の申請には工事前の写真が必要となります。
Q2	5 年前に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。
A2	できません。最後に利用されてから 10 年間は、同じ補助制度を申請することはできません。
Q3	他の補助制度や支給事業と併用できますか。
A3	同年度に、本市で実施している「住宅改修補助金」や「地域材活用住宅建設補助金」と重複して利用することはできません。その他の補助制度については、対象となる工事を明確に区別できる場合は、併用できることがあります。
Q4	指定の施工業者はありますか。また紹介してもらえますか。
A4	施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q5	施工業者と工事請負契約を結ばない工事や、DIY で工事を行う場合は対象になりますか。
A5	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工も対象になりません。
Q6	自分で設備機器を購入し、その取付けのみ施工業者に依頼する工事は対象になりますか。
A6	いわゆる施主支給や材工分離工事は、対象になりません。
Q7	申請する住宅に住んでいなくても申請できますか。
A7	居住者のいる住宅の所有者（法人含む）であれば申請できます。なお、融雪施設の設置は、新築住宅の発注者も申請できます。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以降に契約し、その後には工事を開始することが条件になります。
Q8	親の住んでいる住宅について、別居している子が工事請負契約してもいいですか。
A8	別居している子（3 親等以内に限る）でも、住宅に居住している親に代わって請負契約することができます。※工事完了報告時に親子関係を示す書類を提出していただきます。

対象となる住宅に関すること

Q9	建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。
A9	対象になりません。
Q10	分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。
A10	分譲マンションで工事を行う場合は必ず管理組合（理事長）の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を確認してください。

対象となる工事に関すること

Q11	融雪施設の修理や、ボーリング調査のみの工事は対象になりますか。
A11	修理や、調査のみの工事は対象になりません。また、使用の可否にかかわらず、敷地内に同種の融雪施設がある場合は、新たに設置する場合であっても対象外になります。
Q12	既に融雪槽がある住宅にロードヒーティングを設置する場合は対象になりますか。
A12	融雪槽とロードヒーティングは、対象工事基準で工事種別が異なるため、対象となります。
Q13	住宅が建っていない敷地に設置する場合は対象になりますか。
A13	対象になりません。住宅が建っている敷地に設置することが条件となります。

申請の手続に関すること

Q14	見積書は補助金の補助対象と補助対象外とに分ける必要がありますか。
A14	必要ありません。ただし、工事の種類に補助対象工事と対象外工事が含まれる場合は、その内訳を明記してください。判断が難しい場合は、お問い合わせください。
Q15	複数の施工業者に分けて発注する場合、申請時に添付する見積書はどうしたらよいですか。
A15	それぞれの見積書を全て添付し、申請書の「補助対象工事費」には全ての工事の総額を記入してください。
Q16	申請書類の提出は申請者本人が行わなければならないですか。
A16	申請書類の提出は原則申請者本人が行ってください。申請者本人による書類提出が困難な場合は、代理の方が書類を提出しても構いませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、提出をしてください。
Q17	インターネットによるオンライン申請はできますか。
A17	可能です。7 ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。
Q18	申請者以外の口座に補助金を入金できますか？
A18	できません。

申請方法の御案内

■オンライン申請	申請書類の印刷や、書類の郵送や持参の手間が省け、簡単に申請することができます。速やかな審査のためにも、オンライン申請への御協力をお願いします。
■郵送申請	郵送申請は、受付期間内必着まで有効です。
■窓口申請	必要書類を全て揃えて、受付期間内に申請窓口まで持参してください。 開庁時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 なお、各支所や地区センター等では申請できませんので御注意ください。

《 オンライン申請の利用方法 》

0. 事前準備

手続の際は、必要書類の PDF ファイルや画像ファイル等を添付する必要があります。
予め書類の画像ファイル等を準備の上、手続を行っていただくによりスムーズになります。

1. 右の二次元コードを読みとるか、ホームページから申請画面へアクセス

申請する補助制度名を必ず確認してください。

予定する工事がどの制度に該当するか判断が難しい場合は、お問い合わせください。

申請ホームページ： <https://logoform.jp/form/iLZf/884345>



オンライン申請

2. 必須項目を入力

文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。

また、質問に沿って選択項目も全てチェックしてください。必須項目が未入力の場合、手続が正常に行えません。質問事項は『補助金交付申請書』と同じ内容です。

不明な箇所がある場合は、9、10 ページ〈申請書 記載例〉を確認してください。

3. 見積書、写真、納税証明書等のファイルをアップロード

見積書、写真、納税証明書等を指定のファイル形式にしてアップロードしてください。

ファイル形式は、Word、Excel、PDF、JPEG、PNGのいずれかとしてください。（最大容量5MB）

※提出データは、A4 サイズの用紙に印刷した場合に文字等が鮮明に確認できるようにしてください。

4. 仮番号の発行

「確認画面へ進む」から画面内の入力内容を確認後、誤りがなければ「送信」してください。

送信完了時に発行された「仮番号」は、オンライン申請上の仮の番号になります。

後日、正式な「受付番号」を郵送又は登録されたメールアドレスにお送りします。

抽選結果や、今後の手続で必要になる番号は「受付番号」になりますので御注意ください。

入力完了後、申請者アンケートにも御協力をお願いします。

5. 送信完了メールの受信

登録されたメールアドレスに送信完了メールが届きます。入力時のメールアドレスに誤りがある場合や、迷惑メール・Eメールの受信拒否等の設定状況によっては、Eメールが届かない場合があります。以下の送信元アドレスからのEメールを受信できるように、ドメインの受信を設定してください。

差出人ドメイン：@logoform.jp



注意事項

- ・「入力内容を一時保存する」をクリックすることで、途中まで入力した内容を保存することが可能です。次回同じブラウザでアクセスした際に、再開することができます。
 - ・入力した内容は「入力内容を印刷する」等でお控えください。
 - ・申請者本人がメールアドレスを持っていないなど、本人による送信が困難な場合は、代理の方が送信しても構いませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、送信してください。
 - ・一度申請した内容を変更したい場合や取り下げたい場合は、必ず御連絡ください。
 - ・内容の不備がある場合は、別途メールや電話にて連絡させていただきます。
 - ・受付期間締切間際の申請の場合、トラブル等による遅れには対応できかねます。早目の申請に御協力をお願いします。
- ◆ オンライン申請による質問等は、建築総務課（☎25-9708）までお問い合わせください。

必要な書類のポイント

該当する対象工事の項目を全てチェックし、必要書類を提出してください。

① 補助金交付申請書 ★記載例（9～10 ページ）を御確認ください。

共通	チェック項目
	☐ 消えないペン等で記入している（鉛筆・消えるボールペン不可） ☐ 日中に連絡可能な連絡先を記入している ☐ 申請内容を全て（添付書類を含む）確認している

② 工事見積書 ★参考例（11 ページ）を御確認ください。

共通	チェック項目
	☐ 宛名、工事名、工事場所が合っている ☐ 金額が合っている ☐ 数量が全て一式ではない ☐ 対象工事を明確に記入している

③ 工事前写真の注意事項 ★参考写真（12 ページ）を御確認ください。

共通	チェック項目
	☐ 撮影日がある（3か月以内に撮影された写真） ☐ 対象工事部分全ての写真がある
工事の種類	
融雪槽・融雪機 ロードヒーティング	☐ 設置する予定位置の写真 ☐ 道路側から敷地全体がわかる写真 ※既存の施設がないことが確認できるように、設置予定位置に物や車がない状態で道路側から広い範囲で撮影

※写真が不鮮明な場合や、対象部分が確認できない場合、現地を確認することがあります。

※このほかにも、審査に必要な書類の提出を求めることがあります。

< 申請書 記載例 >

誤りのないようはっきり正確に記入してください。
※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

旭川市住宅雪対策補助金交付申請書

(兼申請者及び世帯員の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和〇年〇月〇日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者(工事の契約者) ※法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名		
〒 070-0036	フリガナ アサヒカワ タロウ	年齢
住 所 旭川市7条通9丁目48番地	氏 名 旭川 太郎	66 歳
電話(携帯)番号 090-0000-0000	メールアドレス @	

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

道路占用許可が必要な場合、市の関係課に本申請の情報が共有されることを承諾し、地下水のくみ上げを行う場合には、直接的及び間接的な損害について、いかなる場合も自己の責任において対処します。

今回の工事を行う事業者(施工業者)			
〒 000-0000			
住 所 旭川市〇条通〇丁目〇番地	事業者名 株式会社 〇〇工務店		
担当者・連絡先 (担当者名) 担当者氏名	(連絡先) 090-0000-0000		
工事種別 ※補助対象として申請する工事全てにチェックしてください			
☒ 1 融雪槽・融雪機の新設		☐ 2 ロードヒーティングの新規敷設	
☐ 3 その他 ()			
補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	補助対象工事費(50万円以上) ※個人での申請は税込、法人での申請は税抜	885,000 円	円
	補助申請額 対象工事費×1/10(上限10万円)	88,000 円	
※備 考 欄			受付番号

申請する工事の該当箇所に
✓をつけてください。

[補助申請額]

補助対象工事費の1/10(千円未満切捨)かつ 上限10万円

※補助対象工事費の算定が難しい場合は、記入前に御相談ください。

◆対象工事費の計算例

例: 補助対象工事費が 885,000 円 の場合
 $885,000 \times 1/10 = 88,500$ 円(千円未満切捨)
補助申請額は 88,000 円 になります。

※裏面の記入もあります。

工事予定期間の日付は、**現段階での目安**で構いません。
未定の場合は、「**追加書類提出期間**」以降で設定してください。
※おおよその場合は以下のように記載してください。
上旬→1日、中旬→15日、下旬→30日

申請者の現住所と工事を行う住宅の所在地が異なる場合のみ記載してください。

すべての確認事項に✓をつけてください。
未記入の欄があると、申請を受け付けられない場合があります。

工事予定期間	令和 7 年 8 月 22 日 ~ 令和 7 年 9 月 22 日
確認事項	現在、工事を行う住宅にお住まいですか。 ☒ はい ☐ いいえ 「いいえ」の場合（お住まいでない方）は次の①②も記載してください。 ↓ ① 新築中、又はこれから新築する住宅ですか。 ☐ はい ☐ いいえ ② 工事を行う住宅の所在地を記載してください。※申請者の現住所と異なる場合のみ記入 旭川市
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は、工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。 ☒ はい
	工事を行う住宅の形式は戸建ですか、それ以外ですか。 ☒ 一戸建 ☐ それ以外
	工事を行う住宅に事務所や店舗は併設されていますか。 ☒ いいえ
	現在、敷地内に固定式の融雪槽・融雪機やロードヒーティングがありますか。 融雪槽・融雪機（ ☐ ある ☒ ない ） ロードヒーティング（ ☐ ある ☒ ない ）
	平成 27 年度以降に「旭川市住宅雪対策補助金」を利用したことがありますか。 ☒ ない
	今年度に「旭川市住宅改修補助金」「旭川市地域材活用住宅建設補助金」を利用しますか。 ☒ しない
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 ☐ する ☒ しない (助成制度等の名称)
	(工事内容)

本補助金以外に利用する助成制度がある場合のみ、記載してください。
本補助金で申請する工事と、国等の他の補助制度で対象とする工事内容や、請負契約及び工期が別である必要があります。また、申請後に他の補助制度を利用することになった場合も、必ず報告してください。

申請書、添付した関係書類の内容を確認した上で申請していますか。 ☒はい

新たに設置する場合のみ対象です。
既存の施設の修理や、同種の融雪槽がある場合は、この補助金を御利用いただけません。

〈 工事見積書 参考例 〉

御 見 積 書

作成日：令和〇年〇〇月〇〇日

旭川 太郎 様

見積書の宛名、工事名、工事場所に誤りのないよう記載してください。

下記の通り御見積いたしました。

株式会社 ○○○○工務店

代表取締役 ○○ ○○

旭川市〇条通〇丁目〇〇番地

電話 0166-〇〇-〇〇〇〇

御見積金額 ￥885,000 (税込)

工事名 : 旭川太郎様邸 融雪槽設置工事

工事場所 : 旭川市7条通9丁目48番地

見積有効期限 : 3か月以内

工事項目	数量	単位	単価	金額
1. 融雪槽工事				
融雪槽本体	1	基	□□□	*****
揚水ポンプ	1	台	□□□	*****
排水ポンプ	1	セット	□□□	*****
土工事	1	式	□□□	*****
埋め戻し	1.5	m ³	□□□	*****
給排水工事	3.5	m	□□□	*****
電気工事	1	式	□□□	*****
			計	*****
2. 舗装工事				
アスファルト舗装復旧	1	式	□□□	*****
....	1	式	□□□	*****
			計	*****
小 計				751,744
諸経費				56,583
合 計				808,327
値引き				▲ 3,781
再 計				804,546
消費税				80,454
総合計				885,000

【見積書の注意事項】

- ・見積書の内容で不明な点がある場合は、再提出していただく場合がありますので御注意ください。

例：金額の計算が合わない

数量が全て一式である

対象工事部分が不明確である 等

- ・複数の工事がある場合は、必ず工種項目ごとに金額を計上してください。

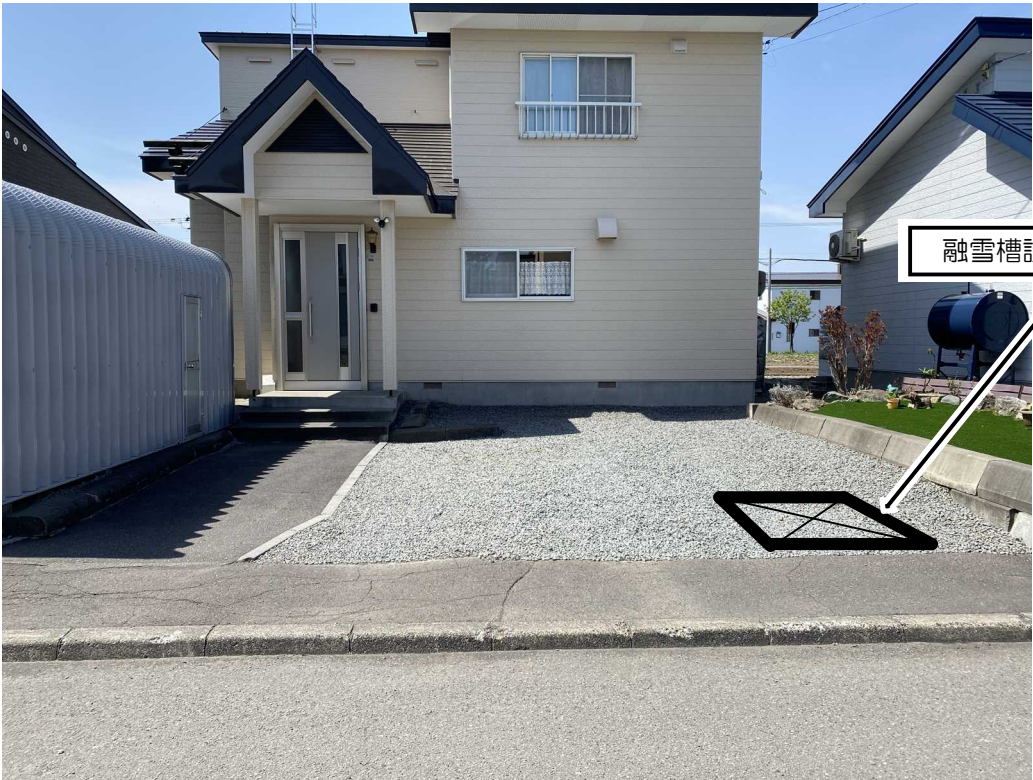
※製品保証料、道路占用許可に関わる手数料等は対象外です。

申請書の「補助対象工事費」に記入する金額になります。

※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合、申請書には総工事費を記入してください。

〈 工事前写真 参考例 〉

番号		撮影日	2025. 6. 1	備考	〈現状写真〉融雪槽設置予定
----	--	-----	------------	----	---------------



融雪槽設置予定位置

番号		撮影日		備考	
----	--	-----	--	----	--

【 留 意 事 項 】

- 写真に日付が入らない場合、撮影日を追記してください。
3か月以内に写した写真を使用してください。
- 設置する予定の位置を含めて、道路と住宅の位置関係が分かるように写してください。
なお、既存の融雪施設がないことを確認するため、必ず敷地内に積雪や車や敷物等がない状態で敷地全体を撮影してください。
- 融雪槽の設置予定位置が分かるように撮影してください。
また、設置予定位置は塗りつぶさないように示してしてください。
- 工事を行う全ての範囲が分かるように写してください。
- 写真はL版（89×127mm）相当以上のサイズに印刷したものでも構いません。
様式は任意です。参考例の写真台紙はホームページからダウンロードできます。

納税証明書（市税の滞納のない証明）について

- 納税証明書（市税の滞納のない証明）は、旭川市内に住民登録があるか、旭川市税の納税義務者となっている方であれば発行されます。
- 市税を納付してから2週間以内の場合は、領収書や記帳済の通帳など納付の確認ができる書類を証明書交付窓口を持参してください。納期限が過ぎていて納付が確認できない場合は交付されません。税目ごとに納期限が異なりますので御注意ください。
- 証明書請求の際には、窓口に来られる方の本人確認ができる書類が必要となります。また、補助金の申請者以外の方が証明書を請求する際は、委任状が必要となりますので14ページを確認してください。詳しくは、税務部税制課諸税係 ☎25-5604（直通）にお問い合わせください。
- ◆ 納税証明書は、税制課諸税係（総合庁舎3F）のほか、各支所や東部まちづくりセンターで取得できます。

※証明書交付窓口で『市税の滞納のない証明』とお伝えください。

納税証明書イメージ

納 税 証 明 書

納税義務者	住 所 (所 在 地)	旭川市7条通9丁目48番地
	フリガナ	アサヒカワ タロウ
	氏 名 (名 称)	旭川 太郎
	生年月日 (個人のみ記入)	明・大・ 昭 ・平・令 34 年 3 月 18 日

使用目的	旭川市住宅雪対策補助金 利用のため
------	-------------------

上記目的に使用するため、貴社(方)に係る市税※の滞納のないことを証明する。 ※軽自動車税環境性能割を除く。

第 号 令和 年 月 日

旭川市長 今 津 寛 介

使用目的は
「旭川市住宅雪対策補助金 利用のため」
としてください。

〈 納税証明書の委任状 記載例 〉

本人以外の方が納税証明書を請求する際には、委任状が必要です。

委 任 状

受 任 者 (窓口に来られる人)	
住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

私は、上記の者を代理人に選任し、次の証明書等の交付請求・受領に関する事項を委任します。

証 明 書 の 種 類

必要な証明書の名称	課税年度	通数
納税証明書 (市税の滞納のない証明)		1

使用目的	旭川市住宅雪対策補助金 利用のため
------	-------------------

委 任 者 (納税義務者)		令和 年 月 日
住 所		
フリガナ		
氏 名	印	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	

- 注意
- 1 この委任状は、必ず委任者本人が記載し、押印してください。
 - 2 窓口に来られる方は、運転免許証等本人確認できるものを持参してください。
 - 3 スタンプ式の印鑑は使用しないでください。

受任者欄：
窓口に来られる方の必要事項
を記入し、本人確認ができる
ものをお持ちください。

委任者欄：
証明書が必要な方（納税義務者）の必要事項を記入、押印
してください。

※この様式は、ホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報 > 旭川市住宅雪対策補助金